

# 公益財団法人群馬県市町村振興協会 市町村職員ブロック研修助成金交付要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、市町村職員の資質向上を図るために2以上の市町村が合同で実施する研修事業（以下「ブロック研修」という。）に対し、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

## （助成対象事業等）

第2条 助成の対象となる研修は、それぞれの市町村研修担当部局が職員研修と位置づけるブロック研修とする。ただし、構成が同じブロック研修は2研修までとする。

## （助成対象経費）

第3条 助成の対象となる経費は、研修において講師等の招聘に要する報酬、謝金等とする。

## （助成金の額）

第4条 講師等の招聘に要する経費は、1研修あたり15万円を上限とする。

## （助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする場合は、あらかじめ、市町村職員ブロック研修助成金交付申請書(様式第1号)に事業計画書(様式第2号)を添えて、理事長に提出するものとする。

## （助成金の交付決定）

第6条 理事長は、前条の申請書を審査し、助成金を交付するにふさわしい内容であると認めたとときは、市町村職員ブロック研修助成金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

## （実績報告）

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、当該研修が完了したときは、速やかに市町村職員ブロック研修助成金実績報告書(様式第4号)に事業報告書(様式第5号)を添えて、理事長に提出するものとする。

## （助成金の額の確定）

第8条 理事長は、前条の実績報告書の提出があったときは、交付すべき助成金の額を確定し、市町村職員ブロック研修助成金の額の確定通知書(様式第6号)により助成金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

### **(助成金の支払い)**

第9条 助成金は、前条の規定による額の確定後に支払うものとする。ただし、理事長が必要と認めたときは、交付決定額の全部又は一部について概算払いにより支払うものとする。

2 助成金の交付決定を受けた者は、前項ただし書の規定により助成金の概算払いを受けようとするときは、市町村職員ブロック研修助成金概算払請求書(様式第7号)を理事長に提出するものとする。

3 助成金の交付決定を受けた者は、前項による概算払受領額が前条の助成金確定額を超えたときは、その差額を返還しなければならない。

### **(書類の整備等)**

第10条 助成金の交付を受けた者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

### **(委任)**

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

### **(附 則)**

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

様式第 1 号 ( 第 5 条関係 )

第 号  
平成 年 月 日

公益財団法人群馬県市町村振興協会  
理事長 殿

申請団体名  
代表者氏名  
電 話  
印

市町村職員ブロック研修助成金交付申請書

平成 年度 標記研修助成金を受けたいので、市町村職員ブロック研修助成金  
交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1. 助成金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2. 添付書類

事業計画書 ( 様式第 2 号 )

様式第2号(第5条関係)

事業計画書

1. 研修事業名 \_\_\_\_\_

2. 研修の目的 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3. 研修期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4. 研修の内容 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

5. 研修の実施場所 \_\_\_\_\_

6. 研修参加予定者 市町村数 \_\_\_\_\_ 市町村 / 人数 人  
内訳 \_\_\_\_\_ 市町村 人  
\_\_\_\_\_ 市町村 人  
\_\_\_\_\_ 市町村 人

7. 講師の招聘に要する経費 \_\_\_\_\_ 円( \_\_\_\_\_ 費)

8. 添付書類

(1) 研修概要(研修の内容が確認できる書類)

(2) 講師概要(招聘する講師についての資料)



様式第4号(第7条関係)

第 号  
平成 年 月 日

公益財団法人群馬県市町村振興協会  
理事長 殿

申請団体名  
代表者氏名 印

市町村職員ブロック研修実績報告書

平成 年 月 日付群振発第 号で交付の決定を受けた標記研修が終了したので、市町村職員ブロック研修助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 助成金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
2. 事業に要した経費 \_\_\_\_\_ 円
3. 事業報告書(様式第5号)
4. 助成金の振込先

(フリガナ)	
銀行名	銀行 支店
口座番号	普通・当座・別段 NO.
(フリガナ)	
口座名義	

様式第5号(第7条関係)

事業報告書

1. 研修事業名 \_\_\_\_\_

2. 研修内容 \_\_\_\_\_

研修日程等がわかるものを添付

3. 研修期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4. 研修場所 \_\_\_\_\_

5. 研修参加者 市町村数 \_\_\_\_\_ 市町村 / 人数 \_\_\_\_\_ 人  
参加者名簿添付

6. 招聘した講師と経費

(1) 講師 氏名 \_\_\_\_\_ 役職名 \_\_\_\_\_

(2) 経費 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 費)

経費支出の証拠書類(受領書の写等)添付

様式第6号(第8条関係)

群 振 発 第 号

平 成 年 月 日

申請団体名(代表者氏名)あて

公益財団法人群馬県市町村振興協会  
理事長

市町村職員ブロック研修助成金額の確定通知書

平成 年 月 日付第 号で、実績報告のあった標記研修助成金については、市町村職員ブロック研修助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり確定いたしましたので通知します。

記

1. 対象研修 \_\_\_\_\_
2. 交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第7号（第9条関係）

平成 年 月 日

公益財団法人群馬県市町村振興協会  
理事長 殿

申請団体名  
代表者氏名

印

市町村職員ブロック研修助成金概算払い請求書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた標記助成金について、市町村職員ブロック研修助成金交付要綱第9条の規定により、概算払いを下記のとおり請求します。

記

1. 概算払い請求金額 \_\_\_\_\_ 円  
内訳  
    交付決定額 \_\_\_\_\_ 円  
    今回請求額 \_\_\_\_\_ 円  
    残 額 \_\_\_\_\_ 円

2. 概算払請求理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3. 振込先

(フリガナ) 銀行名	銀行	支店
口座番号	普通・当座・別段	NO.
(フリガナ) 口座名義		